

(様式 2)

## 辺地に係る総合整備計画（案）の概要

### 1．辺地とは（概要）

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、他の地域に比較して住民の生活文化水準が著しく低い地域をいいます。

面積や人口（辺地法施行令第 1 条）及び医療機関、学校までの距離や公共交通機関の運行数など（辺地法施行規則第 2 条）に基づき客観的に算出される辺地度点数が 100 点以上の辺地です。

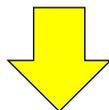
### 2．辺地計画とは（概要）

辺地とその他の地域との間における格差を是正することを目的とした、公共施設（道路改良や消防施設など）の整備に関する計画です。辺地計画に基づき事業を実施する場合、辺地対策事業債を活用することができます。【辺地債 充当率：100%、交付税算入率 80%】

### 3．「辺地に係る総合整備計画（案）」の趣旨について

京丹後市では、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定に基づき、政令で定める要件に該当する地域について、公共的施設の整備に関する財政上の計画（辺地に係る総合整備計画・計画期間：平成 23 年度～平成 25 年度）を策定し、施策を実施してきたところです。この度、同計画期間の満了に伴い、新たに辺地に係る総合整備計画（平成 26 年度～平成 28 年度）を策定するものです。

現行計画（H23 年度～H25 年度）が今年度末で終了。



引き続き、平成 26 年度以降の計画（H26 年度～H28 年度）を今年度策定予定。

(市内の辺地と現行計画の策定状況及び新計画の策定検討状況)

町名	辺地名	現行計画 (H23～H25)	新計画(案) (H26～H28)
峰山町	小西		
	橋木		
	大路大成		×
	西山	×	×
大宮町	五十河		
	明田		
	久住		
	延利	×	×
網野町	磯		
	切畑		
弥栄町	野間		
	船木		
久美浜町	尉ヶ畑	×	×
	長野	×	×
計	14地域	10地域	9地域

#### 4. 市内で辺地計画を策定している地域

次の又はに該当する事業がある辺地地域で計画(案)を策定しています。

地区要望に計上されている事業で、辺地債の採択基準を満たす事業がある地域。



市道(幅員4m以上、延長100m以上)、消防施設(防火水槽、消防車庫)など

経年劣化により更新の必要性がある公共施設等がある地域。



除雪ドーザー、消防施設(小型動力ポンプ)など

#### 5. 経過

9月 庁内で計画素案の検討・決定

10月 地元区への意見照会

計画案の作成に当たっては、地域への意見照会を経て取りまとめておりますが、今回のパブリックコメントは、当該計画が市内の全体の辺地に係る計画策定を行うものであり、市域の均衡ある発展といった観点からも、広く市民の皆さんからの意見を募集するものです。

## 6 . 辺地ごとの計画（案）の内容について

辺地に係る総合整備計画には、辺地ごとに次の事項を掲載しています。

### 1 辺地の概要

#### ( 1 ) 辺地を構成する町又は字の名称

辺地を構成する町及び字を記載しています。

#### ( 2 ) 地域の中心の位置

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第3条の規定に基づく各辺地の中心となる位置を記載しています。

#### ( 3 ) 辺地度点数

規則第2条の規定に基づく辺地度点数を記載しています。

### 2 公共的施設の整備を必要とする事情

各辺地の地勢や現況、公共的施設の整備の必要性を記載しています。

### 3 公共的施設の整備計画

平成26年度から平成28年度までの計画年度内に整備しようとする公共的施設や事業主体等を記載しています。

## 7 . 新旧対照表

別添のとおり